

令和8年第1回

石川県議会定例会議案

(その三)

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第5号	令和8年度石川県一般会計予算	1
議案第6号	令和8年度石川県証紙特別会計予算	15
議案第7号	令和8年度石川県土地取得特別会計予算	17
議案第8号	令和8年度石川県国民健康保険特別会計予算	19
議案第9号	令和8年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	21
議案第10号	令和8年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算	23
議案第11号	令和8年度石川県林業改善資金特別会計予算	25
議案第12号	令和8年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算	27
議案第13号	令和8年度石川県公営競馬特別会計予算	29
議案第14号	令和8年度石川県港湾整備特別会計予算	33
議案第15号	令和8年度石川県育英資金特別会計予算	37
議案第16号	令和8年度石川県公債管理特別会計予算	39
議案第17号	令和8年度石川県立中央病院事業会計予算	43
議案第18号	令和8年度石川県立こころの病院事業会計予算	47
議案第19号	令和8年度石川県港湾土地造成事業会計予算	49
議案第20号	令和8年度石川県流域下水道事業会計予算	51
議案第21号	令和8年度石川県水道用水供給事業会計予算	53

議案第5号

令和8年度石川県一般会計予算

令和8年度の石川県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ888,910,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和8年度石川県一般会計歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は150,000,000千円と定める。ただし、借入金額には起債前借及び当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年1月26日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和8年度石川県一般会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 県 稅		千円 178,600,000
1 県 民 税		55,850,000
2 事 業 税		48,500,000
3 地 方 消 費 税		47,000,000
4 不 動 産 取 得 税		3,000,000
5 県 た ば こ 税		1,220,000
6 ゴ ル フ 場 利 用 税		450,000
7 軽 油 引 取 税		5,100,000
8 自 動 車 税		16,700,000
9 鉱 区 税		2,000
10 狩 猶 税		8,000
11 核 燃 料 税		770,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		69,000,000
1 地 方 消 費 税 清 算 金		69,000,000
3 地 方 譲 与 税		26,803,000
1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税		25,000,000
2 地 方 挿 発 油 譲 与 税		1,449,000
3 石 油 ガ ス 譲 与 税		59,000
4 自 動 車 重 量 譲 与 税		214,000
5 森 林 環 境 譲 与 税		70,000

款	項	金額
	6 航空機燃料譲与税	11,000 千円
4 地方特例交付金		7,769,000
	1 地方特例交付金	7,769,000
5 地方交付税		136,180,000
	1 地方交付税	136,180,000
6 交通安全対策特別交付金		170,000
	1 交通安全対策特別交付金	170,000
7 分担金及び負担金		2,160,914
	1 分担金	193,067
	2 負担金	1,967,847
8 使用料及び手数料		7,144,045
	1 使用料	5,448,671
	2 手数料	1,695,374
9 国庫支出金		252,630,826
	1 国庫負担金	165,686,054
	2 国庫補助金	85,801,477
	3 国庫委託金	1,143,295
10 財産収入		1,311,289
	1 財産運用収入	1,038,467
	2 財産売払収入	272,822
11 寄附金		418,000
	1 寄附金	418,000
12 繰入金		49,809,007

款	項	金額
	1 特別会計繰入金	101,955 千円
	2 基本金繰入金	49,707,052
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		83,067,918
	1 延滞金、加算金及び過料等	182,904
	2 県預金利子	108,471
	3 貸付金元利収入	58,642,847
	4 受託事業収入	12,429,866
	5 収益事業収入	3,800,000
	6 雜入	7,903,830
15 県債		73,846,000
	1 県債	73,846,000
歳入合計		888,910,000

歳 出		
款	項	金額
1 議 会 費		千円 1,191,655
	1 議 会 費	1,191,655
2 総 務 費		115,571,463
	1 総 務 管 理 費	18,348,056
	2 徴 税 費	95,112,648
	3 市 町 村 振 興 費	1,789,636
	4 選 挙 費	12,768
	5 人 事 委 員 会 費	115,256
	6 監 察 委 員 費	193,099
3 危 機 管 理 費		4,520,665
	1 危 機 管 理 費	4,520,665
4 復 旧 ・ 復 興 費		32,046,469
	1 復 旧 ・ 復 興 費	32,046,469
5 企 画 振 興 費		8,644,611
	1 企 画 振 興 費	8,644,611
6 文 化 観 光 ス ポ ー ツ 費		28,114,049
	1 文 化 ス ポ ー ツ 費	5,964,771
	2 観 光 費	22,149,278
7 健 康 福 祉 費		100,783,214
	1 高 齢 者 福 祉 費	40,564,656
	2 子 育 て 福 祉 費	19,243,996
	3 障 害 福 祉 費	14,583,925

款	項	金額
	4 地域福祉費	12,494,045 千円
	5 健康推進費	5,966,001
	6 生活衛生費	374,028
	7 医薬看護費	7,556,563
8 生活環境費		3,320,497
	1 環境費	2,320,946
	2 県民生活費	999,551
9 商工労働費		70,973,948
	1 商工費	68,932,136
	2 労働費	1,951,471
	3 労働委員会費	90,341
10 農林水産業費		34,882,679
	1 農業費	18,325,491
	2 畜産業費	908,192
	3 農地費	8,627,751
	4 林業費	5,222,210
	5 水産業費	1,799,035
11 土木費		53,202,523
	1 土木管理費	975,235
	2 道路橋りょう費	27,938,219
	3 河川海岸費	10,017,924
	4 港湾費	4,192,743
	5 都市計画費	8,014,086

款	項	金額
	6 建築住宅費	2,064,316 千円
12 警察費		27,691,518
	1 警察管理費	25,804,568
	2 警察活動費	1,886,950
13 教育費		111,946,473
	1 教育総務費	17,656,270
	2 小中学校費	54,453,110
	3 高等学校費	24,207,982
	4 特別支援学校費	10,213,492
	5 社会教育費	2,045,847
	6 保健体育費	3,369,772
14 災害復旧費		209,595,408
	1 県有施設災害復旧費	13,289,981
	2 交通施設災害復旧費	977,000
	3 健康福祉施設災害復旧費	7,037,737
	4 農林水産業施設災害復旧費	42,163,206
	5 土木施設災害復旧費	144,737,107
	6 教育施設災害復旧費	1,390,377
15 公債費		86,224,828
	1 公債費	86,224,828
16 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		888,910,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
防 災 行 政 無 線 整 備 費	令 和 9 年 度	1,139,000 千円
旧 県 立 図 書 館 解 体 費	令 和 9 年 度	518,000
まめだ簡易グラウンド整備費	令 和 9 年 度	936,000
石川県社会福祉事業振興資金貸付事業についての石川県社会福祉協議会との損失補償契約に伴う損失補償	自 至 令和8年度 令和19年度	832,670
山中漆器産業技術センター整備費	令 和 9 年 度	84,832
中小企業再生・事業転換支援保証についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 至 令和8年度 令和25年度	539,000
経営安定再生支援融資等保証についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 至 令和8年度 令和20年度	268,000
ニッチトップ企業創出支援保証についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 至 令和8年度 令和25年度	64,000
令和8年度離職者等高度人材養成推進事業費	令 和 9 年 度 令 和 10 年 度	147,551
農林総合研究センター整備費	令 和 9 年 度	395,000
令和8年度農業農村整備事業費	令 和 9 年 度	1,560,000
令和8年度農地防災事業費	令 和 9 年 度	950,000
令和8年度耕地災害復旧事業費	令 和 9 年 度 令 和 10 年 度	3,000,000
石川県林業公社が行う造林事業に係る融資金の損失補償	自 至 令和8年度 令和64年度	日本政策金融公庫から貸付けを受ける1,116,000千円の元利金(遅延損害金を含む)及び損失補償契約に定める損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
令和8年度林地荒廃防止施設災害復旧事業費	令 和 9 年 度	2,156,000
令和8年度漁港災害復旧事業費	令 和 9 年 度	1,809,800
令 和 8 年 度 土 木 総 務 費	令 和 9 年 度	68,508
令 和 8 年 度 道 路 建 設 費	令 和 9 年 度 令 和 10 年 度	2,900,000
令 和 8 年 度 道 路 整 備 費	令 和 9 年 度	2,150,000
令 和 8 年 度 河 川 改 良 費	令 和 9 年 度 令 和 10 年 度	2,640,000
令 和 8 年 度 河 川 総 合 開 発 事 業 費	自 至 令和9年度 令和11年度	2,257,000

事 項	期 間	限 度 額
令 和 8 年 度 海 岸 保 全 費	令 和 9 年 度	170,000 千円
令 和 8 年 度 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	令 和 9 年 度 令 和 10 年 度	51,481,000
令 和 8 年 度 港 湾 災 害 復 旧 費	令 和 9 年 度 令 和 10 年 度	3,827,000
令 和 8 年 度 街 路 事 業 費	令 和 9 年 度	660,000
令 和 8 年 度 公 営 住 宅 建 設 費	令 和 9 年 度	211,000
運 転 免 許 事 務 費	令 和 9 年 度	35,000
令 和 8 年 度 諸 施 設 災 害 復 旧 費	令 和 9 年 度 令 和 10 年 度	5,641,000
令和6年能登半島地震輪島漆芸技術研修所寄宿舎整備費	令 和 9 年 度	960,768

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
ス ポ ー ツ 振 興 費	446,000 千円	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融通条件によ る。ただし、県財政その他の 都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還又は借 換えることができる。
美 術 館 費	117,000			
歴 史 博 物 館 費	12,000			
觀 光 戰 略 費	1,000			
要 介 護 高 齡 者 対 策 費	120,000			
子 育 て 福 祉 総 務 費	204,000			
知 的 障 害 者 福 祉 費	5,000			
保 健 所 費	229,000			
総 合 看 護 専 門 学 校 費	4,000			
自 然 環 境 費	73,000			
女 性 活 躍 推 進 費	1,000			
商 工 総 務 費	54,000			
商 工 振 興 費	77,000			
中 小 企 業 振 興 費	50,000			
中 小 企 業 指 導 費	8,920,000			
工 業 試 験 場 費	48,000			
九 谷 焼 技 術 研 修 所 費	11,000			
产 業 技 術 専 門 校 費	76,000			
农 業 総 務 費	32,000			
农 業 農 村 整 備 事 業 費	1,214,000			
农 地 防 災 事 業 費	512,000			
国 直 脅 土 地 改 良 事 業 費 负 担 金	763,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
造 林 費	4,000 千円			
林 道 費	266,000			
治 山 費	477,000			
国直轄治山事業費負担金	57,000			
水 産 業 振 興 費	71,000			
漁 港 管 理 費	63,000			
漁 港 建 設 費	69,000			
水 産 総 合 センター 費	6,000			
土 木 総 務 費	205,000			
道 路 建 設 費	4,647,000			
道 路 整 備 費	4,223,000			
国直轄道路事業費負担金	2,382,000			
河 川 改 良 費	3,075,000			
国直轄河川事業費負担金	368,000			
河 川 総 合 開 発 事 業 費	77,000			
河 川 整 備 費	121,000			
砂 防 地 す べ り 対 策 費	562,000			
国直轄砂防事業費負担金	451,000			
砂防地すべり防止施設整備費	139,000			
海 岸 保 全 費	265,000			
国直轄海岸事業費負担金	196,000			
港 湾 管 理 費	887,000			
港 湾 改 良 費	609,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
国直轄港湾事業費負担金	492,000 千円			
街 路 事 業 費	472,000			
都 市 計 画 整 備 費	21,000			
公 園 整 備 費	987,000			
公 営 住 宅 建 設 費	141,000			
警 察 施 設 費	507,000			
運 転 免 許 費	1,000			
交 通 指 導 取 締 費	544,000			
教員総合研修センター費	47,000			
高 等 学 校 整 備 費	1,996,000			
特 別 支 援 学 校 整 備 費	1,399,000			
社 会 教 育 振 興 費	116,000			
諸 施 設 災 害 復 旧 費	6,176,000			
鉄 道 施 設 災 害 復 旧 費	977,000			
健 康 福 祉 施 設 灾 害 復 旧 費	1,459,000			
耕 地 灾 害 復 旧 事 業 費	123,000			
国直轄災害復旧費負担金	6,661,000			
林 地 荒 廃 防 止 施 設 費 災 害 復 旧 事 業 費	276,000			
林 道 灾 害 復 旧 事 業 費	79,000			
漁 港 灾 害 復 旧 事 業 費	187,000			
共 同 利 用 施 設 費 災 害 復 旧 事 業 費	41,000			
土 木 施 設 灾 害 復 旧 費	9,860,000			
港 湾 灾 害 復 旧 費	915,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
県単土木災害復旧費	40,000 千円			
県単港湾災害復旧費	374,000			
一般管理費	1,848,000			
財産管理費	800,000			
危機管理総務費	2,297,000			
企画振興総務費	208,000			
交通対策費	2,392,000			
国直轄空港事業費負担金	221,000			
計	73,846,000			

議案第6号

令和8年度石川県証紙特別会計予算

令和8年度の石川県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,938,263千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和8年度石川県証紙特別会計歳入歳出予算」による。

令和8年1月26日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和8年度石川県証紙特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 証 紙 収 入		千円 2,938,262
	1 証 紙 収 入	2,938,262
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		2,938,263

歳 出

款	項	金額
1 証 紙 管 理 費		千円 2,938,263
	1 証 紙 管 理 費	2,938,263
歳 出 合 計		2,938,263

議案第7号

令和8年度石川県土地取得特別会計予算

令和8年度の石川県土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,495千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和8年度石川県土地取得特別会計歳入歳出予算」による。

令和8年1月26日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和8年度石川県土地取得特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財産収入		千円 13,494
	1 財産運用収入	13,494
2 諸収入		1
	1 雜入	1
歳入合計		13,495

歳 出

款	項	金額
1 土地取得費		千円 13,495
	1 土地取得費	13,495
歳出合計		13,495

議案第8号

令和8年度石川県国民健康保険特別会計予算

令和8年度の石川県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,622,376千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和8年度石川県国民健康保険特別会計歳入歳出予算」による。

令和8年1月26日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和8年度石川県国民健康保険特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 29,389,617
	1 負 担 金	29,389,617
2 国庫支出金		24,899,603
	1 国庫負担金	17,798,936
	2 国庫補助金	7,100,667
3 財産収入		9,520
	1 財産運用収入	9,520
4 繰入金		5,699,454
	1 繰入金	5,699,454
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		32,624,181
	1 交付金	32,624,181
歳入合計		92,622,376

歳 出

款	項	金額
1 健康福祉費		千円 92,622,376
	1 国民健康保険費	92,622,376
歳出合計		92,622,376

議案第9号

令和8年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和8年度の石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ224,250千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 令和8年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出予算」による。

令和8年1月26日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和8年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出予算

議案第九号 令和八年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 470
	1 繰 入 金	470
2 貸 付 金 元 利 収 入		89,195
	1 貸 付 金 元 利 収 入	89,195
3 繰 越 金		128,028
	1 繰 越 金	128,028
4 諸 収 入		6,557
	1 雜 収 入	6,557
歳 入 合 計		224,250

歳 出

款	項	金額
1 健 康 福祉 費		千円 224,250
	1 母子父子寡婦福祉資金費	224,250
歳 出 合 計		224,250

議案第10号

令和8年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

令和8年度の石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ237,176千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和8年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出予算」による。

令和8年1月26日提出

石川県知事 駆 浩

第1表 令和8年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 635
	1 繰 入 金	635
2 貸 付 金 元 利 収 入		221,415
	1 貸 付 金 元 利 収 入	221,415
3 繰 越 金		13,126
	1 繰 越 金	13,126
4 諸 収 入		2,000
	1 雜 収 入	2,000
歳 入 合 計		237,176

歳 出

款	項	金額
1 商 工 労 働 費		千円 237,176
	1 中 小 企 業 近 代 化 促 進 費	237,176
歳 出 合 計		237,176

議案第11号

令和8年度石川県林業改善資金特別会計予算

令和8年度の石川県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,412千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和8年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出予算」による。

令和8年1月26日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和8年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 1,411
	1 繰 入 金	1,411
2 貸 付 金 元 利 収 入		2,120
	1 貸 付 金 元 利 収 入	2,120
3 繰 越 金		72,878
	1 繰 越 金	72,878
4 諸 収 入		3
	1 雜 入	3
歳 入 合 計		76,412

歳 出

款	項	金額
1 農 林 水 産 業 費		千円 76,411
	1 林 業 改 善 資 金 費	76,411
2 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		76,412

議案第12号

令和8年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和8年度の石川県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,956千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和8年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出予算」による。

令和8年1月26日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和8年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繩 入 金		千円 955
	1 繩 入 金	955
2 貸 付 金 元 利 収 入		4,400
	1 貸 付 金 元 利 収 入	4,400
3 繩 越 金		75,600
	1 繩 越 金	75,600
4 諸 収 入		1
	1 雜 入	1
歳 入 合 計		80,956

歳 出

款	項	金額
1 農 林 水 産 業 費		千円 80,955
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費	80,955
2 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		80,956

議案第13号

令和8年度石川県公営競馬特別会計予算

令和8年度の石川県公営競馬特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,895,467千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和8年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年1月26日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和8年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 収 益 事 業 収 入		千円 37,943,882
	1 収 益 事 業 収 入	37,943,882
2 使用料及び手数料		5,826
	1 手 数 料	5,826
3 財 産 収 入		251,692
	1 財 産 運 用 収 入	251,642
	2 財 産 売 払 収 入	50
4 繰 入 金		563,792
	1 繰 入 金	563,792
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		1,130,274
	1 雜 入	1,130,274
歳 入 合 計		39,895,467

歳 出

款	項	金額
1 公 営 競 馬 費		千円 39,895,467
	1 公 営 競 馬 費	39,842,258
	2 公 債 費	53,209
歳 出 合 計		39,895,467

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
自 家 発 電 設 備 更 新 費	自 至 令 和 9 年 度 令 和 18 年 度		千円 587,000

議案第14号

令和8年度石川県港湾整備特別会計予算

令和8年度の石川県港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,895,261千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和8年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和8年1月26日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和8年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 354,004
	1 使用料	354,004
2 繰 入 金		630,562
	1 繰 入 金	630,562
3 諸 収 入		59,695
	1 雜 入	59,695
4 県 債		1,851,000
	1 県 債	1,851,000
歳 入 合 計		2,895,261

歳 出

款	項	金額
1 港湾整備事業費		千円 2,147,261
	1 管理費	151,417
	2 整備費	838,000
	3 公債費	1,157,844
2 港湾災害復旧費		748,000
	1 港湾災害復旧費	748,000
歳 出 合 計		2,895,261

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業 費	千円 1,477,000		8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	
港 湾 災 害 復 旧 費	374,000	普通貸借又 は証券発行		借入先の融通条件によ る。ただし、県財政その他の 都合により、据置期間 及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還又は借 換えすることができる。
計	1,851,000			

議案第15号

令和8年度石川県育英資金特別会計予算

令和8年度の石川県育英資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235,661千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和8年度石川県育英資金特別会計歳入歳出予算」による。

令和8年1月26日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和8年度石川県育英資金特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財産収入		千円 1,828
	1 財産運用収入	1,828
2 繰入金		17,223
	1 繰入金	17,223
3 貸付金元利収入		196,331
	1 貸付金元利収入	196,331
4 繰越金		4,629
	1 繰越金	4,629
5 寄附金		2,500
	1 寄附金	2,500
6 諸収入		13,150
	1 雜入	13,150
歳入合計		235,661

歳出

款	項	金額
1 教育費		千円 235,661
	1 育英資金費	235,661
歳出合計		235,661

議案第16号

令和8年度石川県公債管理特別会計予算

令和8年度の石川県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227,194,225千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和8年度石川県公債管理特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年1月26日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和8年度石川県公債管理特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 89,401,225
	1 繰 入 金	89,401,225
2 県 債		137,793,000
	1 県 債	137,793,000
歳 入 合 計		227,194,225

歳 出

款	項	金額
1 公 債 費		千円 227,194,225
	1 公 債 費	227,194,225
歳 出 合 計		227,194,225

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 債 費	137,793,000 千円	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融通条件によ る。ただし、県財政その他の 都合により、据置期間 及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還又は借 換えすることができる。
計	137,793,000			

議案第17号

令和8年度石川県立中央病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度の石川県立中央病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

一般病床	630床
------	------

(2) 年間延患者数

入院患者	143,190人	外来患者	246,302人
------	----------	------	----------

(3) 1日平均患者数

入院患者	392人	外来患者	1,022人
------	------	------	--------

(4) 主要な建設改良事業

医療器械等購入費	716,398千円
----------	-----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院事業収益	27,636,410千円
------------	--------------

第1項 医業収益	25,509,115千円
----------	--------------

第2項 医業外収益	2,127,275千円
-----------	-------------

第3項 特別利益	20千円
----------	------

支出

第1款 病院事業費用	29,211,161千円
------------	--------------

第1項 医業費用	28,745,467千円
----------	--------------

第2項 医業外費用	465,674千円
-----------	-----------

第3項 特別損失	20千円
----------	------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,451,801千円は、過年度分損益勘定留保資金1,450,206千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,595千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的 収入	2,225,487千円
第1項 企業債	701,000千円
第2項 他会計負担金	1,524,477千円
第3項 固定資産売却代金	10千円

支 出

第1款 資本的 支出	3,677,288千円
第1項 病院建設改良費	716,398千円
第2項 企業債償還金	2,960,890千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
資産購入費	701,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融 通条件により、銀行その他の 場合においてはその債権者と協定した融通条件によ る。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 11,933,181千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、184,682千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,738,603千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療器械	X線透視装置	一式
医療器械	体外式結石破碎装置	一式

令和8年1月26日提出

石川県知事 馳 浩

議案第18号

令和8年度石川県立こころの病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度の石川県立こころの病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

精神病床	400床
------	------

(2) 年間延患者数

入院患者	121,034人	外来患者	35,574人
------	----------	------	---------

(3) 1日平均患者数

入院患者	332人	外来患者	148人
------	------	------	------

(4) 主要な建設改良事業

医療器械等購入費	100,433千円
----------	-----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院事業収益	3,643,116千円
------------	-------------

第1項 医業収益	2,387,665千円
----------	-------------

第2項 医業外収益	1,255,441千円
-----------	-------------

第3項 特別利益	10千円
----------	------

支出

第1款 病院事業費用	3,789,257千円
------------	-------------

第1項 医業費用	3,715,631千円
----------	-------------

第2項 医業外費用	73,616千円
-----------	----------

第3項 特別損失	10千円
----------	------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額184,665千円は、過年度分損益勘定留保資金184,442千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額223千円で補てんするものとする）。

収入	
第1款 資本的収入	328,178千円
第1項 企業債	122,000千円
第2項 他会計負担金	206,168千円
第3項 固定資産売却代金	10千円
支出	
第1款 資本的支出	512,843千円
第1項 病院建設改良費	123,249千円
第2項 企業債償還金	389,594千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資産購入費	千円 100,433	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融 通条件により、銀行その他の 場合においてはその債権 者と協定した融通条件によ る。
施設整備費	22,816			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、900,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 2,633,338千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、41,891千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、392,760千円と定める。

令和8年1月26日提出

石川県知事 駒 浩

議案第19号

令和8年度石川県港湾土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度の石川県港湾土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地売却

地区名	売却面積
大浜用地	8,552m ²
大田工業用地	1,000m ²

(2) 土地貸付

地区名	貸付面積
大浜用地	18,849m ²
大田工業用地	1,563m ²
湊町都市再開発用地	1,321m ²

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 港湾土地造成事業収益	135,633千円
第1項 営業収益	130,000千円
第2項 営業外収益	5,633千円

支出

第1款 港湾土地造成事業費用	127,017千円
第1項 営業費用	127,007千円
第2項 営業外費用	10千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、884,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

令和8年1月26日提出

石川県知事 馳 浩

議案第20号

令和8年度石川県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度の石川県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市数	5市
(2) 年間総処理水量	28,574,000m ³
(3) 1日平均処理水量	78,285m ³
(4) 主要な建設改良事業	
流域下水道建設事業費	2,158,941千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 流域下水道事業収益	2,949,324千円
第1項 営業収益	1,421,167千円
第2項 営業外収益	1,528,157千円

支 出

第1款 流域下水道事業費用	2,862,473千円
第1項 営業費用	2,733,519千円
第2項 営業外費用	128,954千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額379,941千円は、過年度分損益勘定留保資金339,619千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,322千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	2,157,750千円
第1項 企業債	457,000千円
第2項 国庫補助金	1,345,500千円
第3項 建設負担金	354,750千円
第4項 他会計補助金	500千円

支 出

第1款 資本的支出	2,537,691千円
第1項 建設改良費	2,158,941千円
第2項 企業債償還金	378,750千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	457,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融 通条件により、銀行その他 の場合においてはその債権 者と協定した融通条件によ る。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,200,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	63,769千円
-------	----------

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、233,814千円である。

令和8年1月26日提出

石川県知事 馳 浩

議案第21号

令和8年度石川県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度の石川県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 1日最大給水量	243,860m ³
(2) 年間有収水量	53,405,340m ³
(3) 主要な建設改良事業	
固定資産改良費	1,224,720千円
(うち債務負担行為額	484,000千円)
送水施設建設改良 事　業　費	6,040,000千円
(うち債務負担行為額	2,000,000千円)

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第1款 水道用水供給事業収益	6,259,382千円
第1項 営業収益	5,815,841千円
第2項 営業外収益	443,541千円

支　　出

第1款 水道用水供給事業費用	5,542,351千円
第1項 営業費用	5,265,459千円
第2項 営業外費用	276,892千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,354,781千円は、過年度分損益勘定留保資金1,648,351千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額706,430千円で補てんするものとする）。

収　　入

第1款 資本的収入	4,729,000千円
第1項 企業債	4,723,000千円
第2項 国庫補助金	6,000千円

支　　出

第1款 資本的支出	7,083,781千円
-----------	-------------

第1項 建設改良費	4,780,720千円
第2項 企業債償還金	2,303,061千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
既存送水管等修繕費	令和9年度	362,000千円
固定資産除却費	令和9年度	158,000千円
固定資産改良費	令和9年度	484,000千円
送水施設建設改良事業費	令和9年度	2,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
固定資産改良費	683,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後には、 おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融 通条件により、銀行その他の 場合においてはその債権者と協定した融通条件によ る。
送水施設建設改良 事業費	4,040,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 504,009千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、114,759千円と定める。

令和8年1月26日提出

石川県知事 馳 浩